

令和元・2年度埼玉県社会教育委員会議における

議論の整理

令和3年3月

埼玉県社会教育委員会議

目次

はじめに	1
I 多文化共生社会の背景	2
1 少子高齢化社会の進行	
2 在留外国人の推移	
市町村別外国人児童数・帰国児童数（R1 小学校）	
II 外国人住民との共生社会を目指した地域づくりはどうすればよいか	4
1 どのようなこと（支援）が必要であるか	
2 どのような場でどのような取組が考えられるか	
3 その他に配慮すべきことはどんなことが考えられるか	
III 社会教育委員会議を受けたモデル事業の策定	8
IV 社会教育と現代的な課題	9
現代的な課題に対する取組について	
・不登校について	
・ゲーム・ネット依存、ゲーム障害について	
・子供の貧困について	
おわりに	11
<資料>	
令和元・2年度 埼玉県社会教育委員会議 検討経過	12
令和元・2年度 埼玉県社会教育委員名簿	13

はじめに

平成30年12月の中央教育審議会の答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、地域における社会教育の意義と果たすべき役割として『社会教育』を基盤とした、人づくり、つながりづくり、地域づくり」が示され、新たな社会教育の方向性として、「開かれ、つながる社会教育の実現」が掲げられた。

平成29・30年度の埼玉県社会教育委員会議では、国の動向や埼玉県の現状等を踏まえ、平成31年4月に建議「すべての人が学び、生かし、支え合える地域社会づくりのために～地域課題をとらえ、どう解決に向けていくか～」を出した。

その建議では、様々な地域課題の中から、埼玉県の現状を踏まえ、社会教育における学びを通して、解決に向けて取り組むことが可能な六つの地域課題を掲げ、課題解決の糸口となる共通の着眼点について提言している。

その六つの課題の中の一つである「国際交流・多文化共生」であるが、近年、我が国に在留する外国人は、増加の一途をたどっており、出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正もあり、今後、更に外国人の増加が見込まれる。一方、外国人が地域コミュニティから孤立している状況がある。

また、学校においては、外国人児童生徒がうまく意思を伝えられずトラブルが生じたり、保護者と担任がうまくコミュニケーションが取れなかったりしている。保護者同士のつながりが持てないなどの問題も抱えている。

さらに、少子高齢化を迎えている日本において、外国人が地域を支える貴重な人材であり、日本人との共生社会を目指す必要がある。

今期の会議では、「外国人住民との共生社会を目指した地域づくりはどうすればよいか」について、委員のそれぞれの立場から意見を頂いた。

この「議論の整理」は、令和元・2年度埼玉県社会教育委員の審議内容を整理し、取りまとめたものである。

今回の議論を基に埼玉県教育委員会では、令和2年度から『外国人親子への支援と地域住民とのつながりづくり』モデル事業」を新規に立ち上げている。

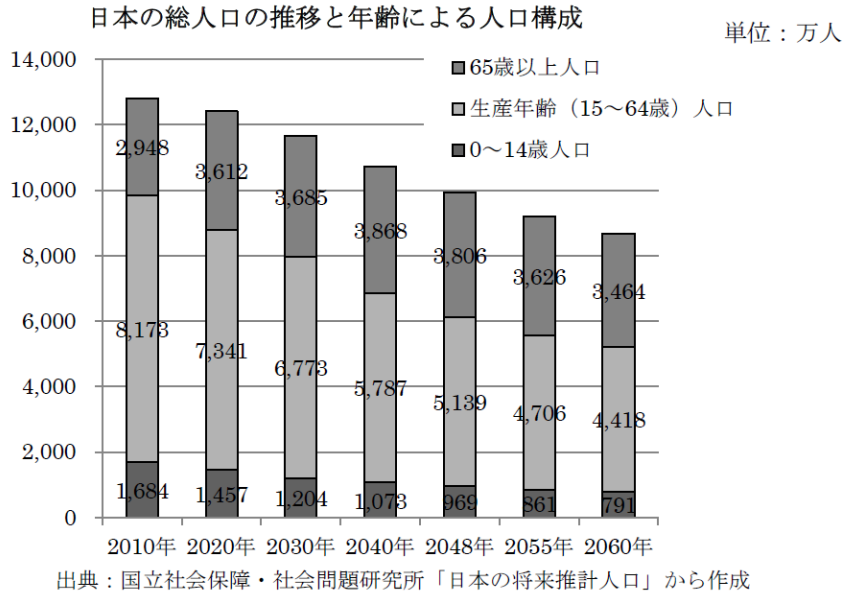
新規のモデル事業が、県内に広がり、外国人と日本人が共に住みやすい埼玉県になることを期待している。

I 多文化共生社会の背景

1 少子高齢化社会の進行

※グラフ、表は全て「埼玉県多文化共生推進プラン」より引用

今後、日本の総人口は減少する一方、65歳以上の人口割合が増加していくことが予想される。



2 在留外国人の状況

法務省の統計によると平成27年12月末現在、埼玉県は、全国5位、139,656人の在留外国人が生活している。国籍としては、中国、韓国、フィリピンの順に割合が多くなっている。

全国の在留外国人数
(平成27年12月末現在)

：単位 人

国籍	在留外国人数	割合 (%)
合計	2,232,189	100
中国	665,847	29.8
韓国	457,772	20.5
フィリピン	229,595	10.3
ブラジル	173,437	7.8
ベトナム	146,956	6.6
ネパール	54,775	2.5
米国	52,271	2.3
その他	451,536	20.2

出典：法務省在留外国人統計から作成

在留外国人数 (都道府県別)
(平成27年12月末現在)

：単位 人

全国計	2,232,189
1 東京	462,732
2 大阪	210,148
3 愛知	209,351
4 神奈川	180,069
5 埼玉	139,656
6 千葉	122,479
・	・
・	・
45 鳥取	3,965
46 高知	3,728
47 秋田	3,616

出典：法務省在留外国人統計から作成

小学校

第30表 市町村別外国人児童数・帰国児童数

区分	外国人児童数				帰国児童数				区分	外国人児童数				帰国児童数			
	総数	国立	公立	私立	総数	国立	公立	私立		総数	国立	公立	私立	総数	国立	公立	私立
平成30年度	5,061	-	5,052	9	303	-	292	11	日高市	22	-	22	-	2	-	2	-
令和元年度	5,849	-	5,840	9	269	-	261	8	吉川市	85	-	85	-	-	-	-	-
さいたま市	821	-	821	-	79	-	77	2	ふじみ野市	81	-	81	-	8	-	8	-
（西区）	21	-	21	-	-	-	-	-	白岡市	12	-	12	-	3	-	3	-
（北区）	73	-	73	-	6	-	4	2	北足立郡								
（大宮区）	59	-	59	-	12	-	12	-	伊奈町	15	-	15	-	1	-	1	-
（見沼区）	101	-	101	-	2	-	2	-	入間郡								
（中央区）	38	-	38	-	7	-	7	-	三芳町	7	-	7	-	-	-	-	-
（桜区）	76	-	76	-	2	-	2	-	毛呂山町	24	-	24	-	-	-	-	-
（浦和区）	183	-	183	-	27	-	27	-	越生町	3	-	3	-	-	-	-	-
（南区）	156	-	156	-	13	-	13	-	比企郡								
（緑区）	50	-	50	-	7	-	7	-	滑川町	10	-	10	-	1	-	1	-
（岩槻区）	64	-	64	-	3	-	3	-	嵐山町	1	-	1	-	-	-	-	-
川越市	152	-	152	-	10	-	10	-	小川町	4	-	4	-	-	-	-	-
熊谷市	98	-	98	-	6	-	6	-	川島町	12	-	12	-	-	-	-	-
川口市	1,366	-	1,366	-	18	-	18	-	吉見町	3	-	3	-	-	-	-	-
行田市	45	-	45	-	1	-	1	-	鳩山町	1	-	1	-	1	-	1	-
秩父市	9	-	9	-	-	-	-	-	ときがわ町	-	-	-	-	-	-	-	-
所沢市	163	-	163	-	13	-	13	-	秩父郡								
飯能市	30	-	30	-	2	-	2	-	横瀬町	-	-	-	-	-	-	-	-
加須市	15	-	15	-	-	-	-	-	皆野町	-	-	-	-	-	-	-	-
本庄市	113	-	113	-	-	-	-	-	長瀬町	-	-	-	-	-	-	-	-
東松山市	73	-	73	-	-	-	-	-	小鹿野町	-	-	-	-	-	-	-	-
春日部市	120	-	120	-	15	-	15	-	東秩父村	-	-	-	-	-	-	-	-
狭山市	68	-	59	9	12	-	6	6	児玉郡								
羽生市	31	-	31	-	-	-	-	-	美里町	1	-	1	-	-	-	-	-
鴻巣市	82	-	82	-	-	-	-	-	神川町	10	-	10	-	-	-	-	-
深谷市	110	-	110	-	5	-	5	-	上里町	83	-	83	-	-	-	-	-
上尾市	102	-	102	-	6	-	6	-	大里郡								
草加市	250	-	250	-	4	-	4	-	寄居町	9	-	9	-	1	-	1	-
越谷市	258	-	258	-	12	-	12	-	南埼玉郡								
蕨市	277	-	277	-	-	-	-	-	宮代町	3	-	3	-	-	-	-	-
戸田市	289	-	289	-	7	-	7	-	北葛飾郡								
入間市	51	-	51	-	-	-	-	-	杉戸町	24	-	24	-	1	-	1	-
朝霞市	102	-	102	-	14	-	14	-	松伏町	12	-	12	-	-	-	-	-
志木市	65	-	65	-	3	-	3	-									
和光市	36	-	36	-	8	-	8	-									
新座市	72	-	72	-	5	-	5	-									
桶川市	2	-	2	-	2	-	2	-									
久喜市	89	-	89	-	5	-	5	-									
北本市	3	-	3	-	1	-	1	-									
八潮市	138	-	138	-	-	-	-	-									
富士見市	70	-	70	-	2	-	2	-									
三郷市	161	-	161	-	4	-	4	-									
蓮田市	15	-	15	-	5	-	5	-									
坂戸市	63	-	63	-	9	-	9	-									
幸手市	52	-	52	-	2	-	2	-									
鶴ヶ島市	36	-	36	-	1	-	1	-									

「令和元年度学校基本調査」より

Ⅱ 外国人住民との共生社会を目指した地域づくりはどうすればよいか

令和元年度の3回の会議のうち、第2回と第3回において、「外国人住民との共生社会を目指した地域づくりはどうすればよいか」について議論を行った。以下は委員の意見である。

なお、会議の中で、「垣根をなくしていこうという多文化共生の『外国人・日本人』と対立する言葉を使っていることが意識改革の妨げになるため、『外国人』より『外国にルーツのある住民』や『多文化の人材』、『外国出身者』などがよい。」という意見があったが、この「議論の整理」では便宜上「外国人」と表現する。

1 どのようなこと（支援）が必要であるか

○ 親子支援の必要性

- ・ 子供を育てる主役は保護者であるため、子供だけ支援しても効果がない。
- ・ 日本で出産をし、子育てをする外国人が増えている。
- ・ 日本で生まれた外国人の子供、外国から来た外国人の子供など様々な子供がいるが、その多様性に合わせた日本語指導は行き届いていない現状である。
- ・ 日本にいる子供は、日本人でも外国人でも将来的に日本を支えるという意識を持つことが大切である。

○ 日本人が外国のことを学ぶ必要性

- ・ 「同じって嬉しい」「違うって楽しい」など、同じ点や違う点を知ることで、互いに違いを認め合うことができるようにすることが大切である。
- ・ 「互いを知る」「知ることによって相手を理解する」、「理解することによって、更なる支援ができる」。そのためには、日本人側がもう少しオープンマインドで触れ合うという活動をする必要がある。

○ 学校にも支援が必要

- ・ 外国籍の児童生徒が増えている。英語であれば対応できるが、他の言語の児童が多くなっており、対応できない状況である。
- ・ 親が日本語をうまく話せないため、子供が親の言葉をかみ砕いて教師に伝えている。また、親の面倒をみるために休む児童もいる。それをフォローする先生に対する支援も必要である。
- ・ 先生方は多忙なので、全てを任すことはできない。学校の先生と地域を結び付け、地域人材を生かして先生方をサポートするのも大切である。

○ 「外国人は支援の対象でなく、一緒に地域を作っていく人材である」と考えること

- ・ 自国では活躍していた外国人が、日本に来てからは支援を受ける側である。活躍でき

ないことは彼らにとって寂しいことである。

- ・働きながらも誰かを支援をしたい外国人は多くいる。例えば、子育て支援のスキルを持った外国の方に、支援者となっていただくような場を設ける。
- ・外国人の方にとっても、自分が日本の社会で役に立つ、日本の社会で活躍するという自己有用感が大切である。

○ 外国人への様々な支援をつなぐ

- ・地域や学校でも様々な支援の場がある。しかし、個々がそれぞれ支援をしていて、つながっていない。つながることで有効な支援となる。
- ・この地域にはこういう子供が住んでいるということを地域の一人一人が受け入れることで、親世代とも交流が広がっていく。地域で見守る力を学校に取り入れていくことは大切である。

○ 学校教育で「やさしい日本語」を使う

- ・「やさしい日本語」を使えないのが日本人である。教員も使えていないかもしれない。保護者に伝わるようにすれば、保護者も対応できるようになる。
- ・国際交流協会でも夏休みに研修会を設けているが、なかなか教員に参加してもらえない。教員にも国際マインドを持ってほしい。
- ・都市部だけでなく、どの地域においても外国籍の児童生徒が来ることを想定していただき、学校中で環境を作してほしい。

2 どのような場でどのような取組が考えられるか

○ 学校を拠点として

【学校を拠点とする理由や利点】

- ・学校を通して、子供たちへの支援を行うとともに、その保護者を巻き込んでいくことができる。
- ・学校も授業等で多忙であるので、学校に負担のないように、例えば学校公開の時に、地域の方や外国籍の方が参加できる取組をして、交流を促すことも良い。
- ・学校応援団と学校が一緒になって支援し、市町村教育委員会とも連携して取り組んでいくと良い。
- ・国際理解教育などを活用し、相互理解を図ることができる考える。

【交流や支援の例】

- ・学校からのお便りの通訳や孤立している親の支援を行う。
- ・地域は教育資源の宝庫である。企業にはグローバルな人材もいる。語学が堪能な地域力を学校で生かしていけるようにする。

- ・ P T A やコミュニティ・スクールにおいて外国籍の児童生徒や保護者を支援する取組を行う。
- ・ P T A に国際部のようなものを作って外国籍の保護者が参加しやすくする。
- ・ P T A 主催の祭りをを行い、地域の方も一緒に入っただく場を作る。
- ・ 学校応援団で、料理を通じて国際理解教育を実施し、交流の機会を設ける。

○ 学校外の施設や社会教育施設を拠点として

【学校外の施設や社会教育施設を拠点とする理由や利点】

- ・ 公民館で日本語教室やいろいろな交流事業を行っている。
- ・ 国際理解や多文化共生のために、幼少期から、日本人が外国の文化等に触れることや社会教育施設で体験できることが大切。外国人親子に対しても日本文化に触れる機会を作ることが支援につながる。
- ・ 公民館の事業で料理を通じた国際交流をした。食を通して住んでいる人が顔を合わせることによって、顔が見える関係になる。
- ・ 図書館でも外国の絵本や日本語の絵本を提供している。大宮図書館では「スリランカの日」というイベントを開催し、スリランカの人が絵本を通して来場者とお話をする会があった。
- ・ 横浜には、国際交流協会が中心となって、各地で「国際交流ラウンジ」という、子供の学習支援に関する相談をしたり、支援したりするサークルがある。
- ・ 埼玉県でも国際交流協会において8か国語で相談に応じている。
- ・ 子ども食堂も地域の連携の場となっている。

【交流や支援の例】

- ・ 公民館において外国人を知ろうとする講座を開設する。
- ・ 創造的な文化・芸術活動を一緒になって行うなど、互いを理解し合えるような事業を実施していく。
- ・ 図書館等に資料を置くだけでなく、地域に住む外国人が紹介するなどの取組を行う。
- ・ スポーツを通して交流する取組を行う。お互いを理解し合い、自分に自信を持つようになる。子供を介して親同士も会話をするようになる。

3 その他に配慮すべきことはどんなことが考えられるか

○ 支援の場に行けない外国人をどうするか

- ・ 奥さんが外国籍の方で、旦那さんが仕事に行っている間はなるべく外に出てはいけなと言われていた人もいます。
- ・ たくさんの支援の場があっても知らなかったり、行かなかったりする。どれくらいの割合の方が参加できているのかしっかりと把握し、それに合わせた施策を考えていく

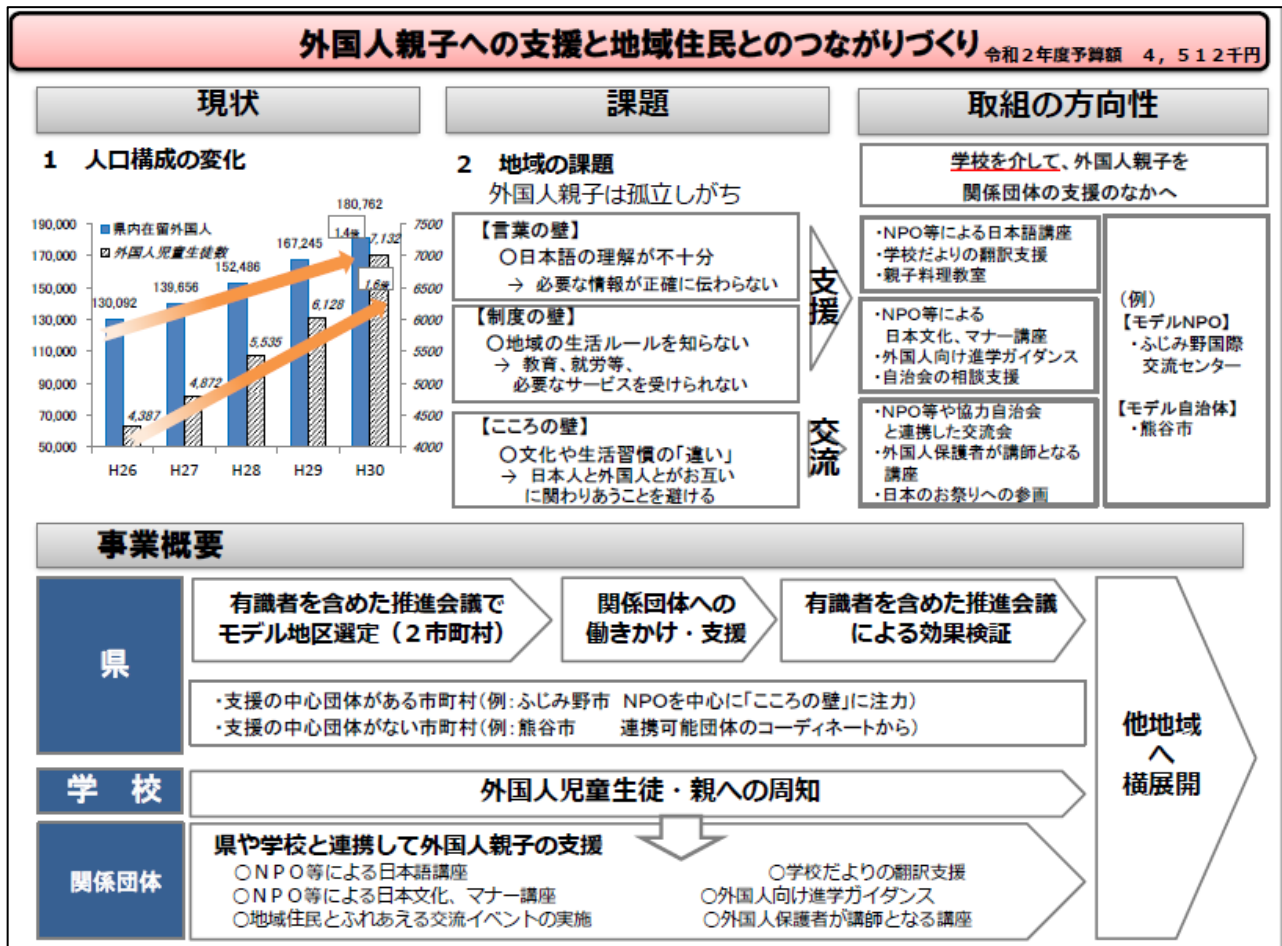
ことが大切である。

○ 言葉の壁をどうするか

- ・ 子供に通訳をさせない方が良い。親子関係が壊れたり、子供の都合のいいように通訳したりする。
- ・ スマートフォンの翻訳アプリや翻訳機などを利用することも必要である。

Ⅲ 社会教育委員会議を受けたモデル事業の策定

「親子支援の必要性」、「日本人が外国のことを学ぶ必要性」、「学校にも支援が必要」、「外国人は支援の対象ではなく、一緒に地域を作っていく人材であると考えること」、「外国人への様々な支援をつなぐ」、「学校教育で『やさしい日本語』を使う」など、会議の意見やアイデアを参考に県教育委員会でモデル事業が策定された。



モデル地区 (ふじみ野市と熊谷市の2か所)

- ・ふじみ野市では、学校教育課、社会教育課、公民館の担当者、ふじみの国際交流センター等参加。
- ・熊谷市では、学校教育課が中心となり、社会教育課や公民館とも連携し、いずれは、玉井小学校を拠点に市内全域に広めていく。

事業化するに当たっては、外国人親子へ翻訳支援、保護者同士・子供同士がつながるような講座を開設していくとともに、外国人保護者が講師として活躍できる講座も開設していくことも考慮されている。また、外国人の児童とその保護者を支援するために、NPOや企業、大学、地域住民等と連携しながら、支援していくことを計画されている。

この事業が県内に広まり、外国人と日本人が共生できる地域社会が実現できることを期待したい。

IV 社会教育と現代的な課題

今期の本会議で話し合ってきた外国人との共生社会の実現に加えて、「誰一人取り残さない社会の実現」のためには、社会教育の立場から多様な現代的課題（例えば、「子供の貧困」の問題や、「ひきこもり、不登校の増加」、「スマホ、ゲーム依存の増加」、「少子化・超高齢社会の到来」など）にアプローチする取組を進めていくことが必要であると考えた。

そこで、多様な現代的な課題に対して、社会教育の立場からどのように取り組んでいくべきかについて協議を行った。以下は委員の意見である。

現代的な課題に対する取組について

○ 不登校について

【親へのケア（支援の必要性）】

- ・ コロナ禍で大抵の親は問題を抱えて一度落ち込む。「自分は自分、子供は子供」という捉えで、「お互い一人の人間なんだ」と考えることができる親は回復するが、更に落ち込みが悪化してしまう親もいる。
- ・ 不登校の相談を受けているが、コロナ禍で、不登校や行き渋りの相談がとて多くなっている。緊急事態宣言の後、分散登校になったが、その頃からしばらく小学校1、2年生の不登校に関する相談が多かった。子供も親も困っていた状態である。
- ・ コロナが起こる前までは、「うちの子は大丈夫だ」と思っていた家庭でも、学校に行かなくなってしまったという例もある。コロナ禍では、小学校1、2年生が一番多いが、学年を問わず全体的に不登校が増加している。
- ・ 不登校の原因の一つに起立性調節障害というものがある。「怠けている」と見られやすいので、親も子も辛い。相談に来られる中で、この障害の場合も多いので、支援をする側もいろいろな知識を持つておくことが大切である。
- ・ 大人のひきこもりも危険だと感じている。これは不登校がそのままつながっていることもある。

【学ぶ機会の提供が必要】

- ・ 不登校に関する対応は、基本的には学校教育であると思う。しかし、学校教育に馴染めない子供たちに対してどういう学習の機会を与えてあげられるのか検討する事が一つの社会教育の在り方である。
- ・ 不登校やひきこもりなど学校生活に不安を抱える児童生徒を対象に「生活リズムの改善と未来への希望を抱く」ことを目的に「わくわく未来事業」を行っている。
- ・ げんきプラザでは、不登校生徒を対象とした事業などは非常に難しいと思うが、熟慮の上取り組んでいることは大変素晴らしいことである。今後ひきこもりの子供にどうアプローチするかといった点が課題である。

○ ゲーム・ネット依存、ゲーム障害について

【家庭教育の必要性】

- ・ゲームやスマートフォンの時間を制限するとか、ルールを決めるとか、しっかりとできる家庭と、できない家庭がある。SNSやネットの使い方は中高生になってからでは遅いので、もっと早いうちに県などが子供にも親にも周知していくこと必要である。そして親も考えを変える必要性があるということを伝えていくことが大切である。
- ・ネット依存について親の対応をどうするのかというのは新しい知見である。
- ・ネットに時間も注意も取られてしまう。ネット依存に関しては家庭教育が主になる。

【ネット依存と不登校の関係性】

- ・ネット依存やゲーム障害などは、非常に大きな問題であると捉えている。不登校と貧困の問題と関わりがあると思う。「ゲームで引きこもって不登校になる」、「ネットやゲームをする時間をコントロールできない事と貧困の問題」等の相関関係があると考えられる。

【体験活動の必要性】

- ・現在の子供たちは、体を動かしたり、自然の中で活動したり、地域の大人や異年齢の仲間と交流したりする直接体験の機会が減少していると指摘されている。
- ・げんきプラザの事業として、長い宿泊体験が大きな成果を上げているのは事実なので、県で検討し、1泊2日を2泊3日にするとか、何らかの新しい形を作ることも大切である。
- ・他県では、県教育委員会が力を入れ、全県で4泊5日以上宿泊体験活動を進めている所もある。げんきプラザの特性を生かすという意味では、是非、学校教育行政とも連携しながら、長期の体験学習の実施をサポートできる体制が県教育委員会に必要である。

○ 子供の貧困について

- ・貧困の状態が今の社会の中では見えにくくなっている。支援したいと考えている高齢者と支援を必要としている側とのマッチングが十分とは言えない。地域のケアがもっと必要である。
- ・障害を持っている子供が放課後児童クラブで孤立している。

おわりに

令和元・2年度埼玉県社会教育委員会議では、社会経済構造が急激に変化する中であって、外国人住民との共生社会を目指した地域づくりはどのように進めることができるのかについて議論を重ねてきた。冷戦終結に伴い人の移動が増大する世界状況の中、国連でも2000年にミレニアム開発目標(MDGs)が、また2015年にはそれを継承し発展させた持続可能な開発目標(SDGs)が設定され、2030年までに「貧困をなくそう」、「質の高い教育をみんなに」、「人や国の不平等をなくそう」といった17の目標が設定されている。国レベルでは、総務省を中心に、この15年ほど多文化共生社会に関する研究が重ねられてきた。1980年代後半から推進されてきた「国際交流」、「国際協力」に次ぐ第三の柱として、「多文化共生」を加えるよう指針が示されたのは、2006年のことである。この時にまとめられた「地域における多文化共生推進プラン」は、自治体の実情に応じて、日本語支援、防災、教育機会の確保という観点から、必要な指針と計画の策定を促すものだった。令和2年9月の改訂では、多様性・包摂性のある社会実現が示されている。

このような潮流は、当然ながら、生涯学習・社会教育をめぐる国の動きとも連動している。令和2年9月にまとめられた「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」でも、社会的包摂の実現や子供・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流の推進といった課題が改めて示された。

埼玉県において、多文化共生社会を実現するときの課題の一つが、外国人住民の集住地と散住地が混在しているという点である。社会教育委員会議においても度々指摘されたのは、在留外国人数は全国でも5位(平成27年12月末現在)であるものの、外国人児童数の在籍児童数が1,000人を超える自治体がある一方で、外国人の在籍児童数が数十人に満たない自治体も少なくない。学校別に見ると、外国人の在籍児童数が一人か二人といった状況となっており、外国人児童やその保護者の孤立状況が推察される。会議では、これらの数字を基に学校や社会教育施設を拠点とする「親子支援」という観点が示された。これをきっかけに、委員の間でも、具体的な支援策や留意点についての合意が形成されていった。「支援-被支援」の関係性ではうまくいかないという指摘、学校への支援が必要であること、外国人住民と一緒に地域を作っていく存在であることを地域住民もまた学ぶ必要があるということ、地域住民や行政職員も「やさしい日本語」の学習が必要であることといった貴重な意見が寄せられた。第三章にモデル事業として提案された「外国人親子への支援と地域住民とのつながりづくり」は、このような意見を基に計画されている。モデル自治体の社会教育課、学校教育課、公民館また国際交流センター、NPOといった関連団体同士が情報共有をし、学校や社会教育施設を拠点としながら、外国人保護者へアプローチしようとする試みである。

また、社会教育の現代的課題として会議で議論された、不登校、ゲーム・ネット依存やゲーム障害、子供の貧困といった課題に対しても社会的包摂の観点から、私たちの継続的で真摯な取組が必要とされる。社会的包摂と子供・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流は、このような諸課題に対する平時の働き掛けによってのみ可能になるからである。

埼玉県社会教育委員会議 議長 坂口 緑

令和元・2年度 埼玉県社会教育委員会議 検討経過
令和元年度

第1回社会教育委員会議

- 令和元年9月10日（火）
- ・平成29・30年度社会教育委員会議の建議について
 - ・教育局の主な社会教育関係事業について
 - ・市町村の社会教育の状況について
 - ・社会教育関係団体運営費補助金について

第2回社会教育委員会議

- 令和元年11月26日（火）
- ・外国人住民との共生社会を目指した地域づくりについて

第3回社会教育委員会議

- 令和2年2月6日（木）
- ・外国人住民との共生社会を目指した地域のつくり方

令和2年度

第1回社会教育委員会議

- 令和2年8月27日（木）
- ・社会教育施設（げんきプラザ）の役割について
 - ・社会教育関係団体運営費補助金について

第2回社会教育委員会議

- 令和2年11月17日（火）
- ・社会教育と現代的課題

第3回社会教育委員会議

- 令和3年1月22日（金）～2月5日（金）（書面会議）
- ・議論の整理

令和元・2年度 埼玉県社会教育委員名簿

任期：令和元年8月4日～令和3年8月3日

選出区分		氏名	職名	備考
学校教育 関係者	1	米澤 三八子	所沢市立並木小学校長	R2.7.10～
		井深 道子	秩父市立秩父第一小学校長	R1.8.4～R2.7.9
社会教育 関係者	2	猪股 敏裕	朝霞市立図書館長	
	3	大矢 美香	県立大宮武蔵野高等学校後援会長	
	4	柿沼 トミ子	埼玉県地域婦人会連合会会長	
	5	風間 重文	行田市教育文化センター所長兼 行田市中央公民館長	
	6	川端 貴雄	埼玉県PTA連合会会長	R2.7.10～
		加藤 聡司	埼玉県PTA連合会副会長	R1.8.4～R2.7.9
	7	長坂 道子	一般社団法人ガールスカウト 埼玉県連盟連盟長	
	8	西村 平雪	埼玉県市町村社会教育委員 連絡協議会会長	
家庭教育 関係者	9	生駒 章子	親の学校プロジェクト主宰	
	10	和田 明広	埼玉県家庭教育振興協議会事務局長	
学 識 経験者	11	青山 鉄兵	文教大学准教授	
	12	有田 るみ子	三郷市教育委員会教育長	
	13	内田 剛史	公益社団法人日本青年会議所	R2.7.10～
		田辺 直也	関東地区埼玉ブロック協議会会長	R1.8.4～R2.7.9
	14	木下 博信	埼玉県議会文教委員長	R2.7.10～ 副議長
		松澤 正		R1.8.4～R2.7.9 副議長
	15	坂口 緑	明治学院大学教授	議長
	16	高澤 守	社会福祉法人昴理事長	
	17	立山 優二	株式会社埼玉新聞社経営改革本部長 兼総務経理局長	R2.7.10～
		小川 直己		R1.8.4～R2.7.9
	18	寺山 昌文	寺山公認会計士事務所所長	
	19	芳賀 洋子	地球っ子クラブ2000代表	公募委員
20	又野 亜希子	埼玉県家庭教育アドバイザー	公募委員	

※選出区分ごとに五十音順